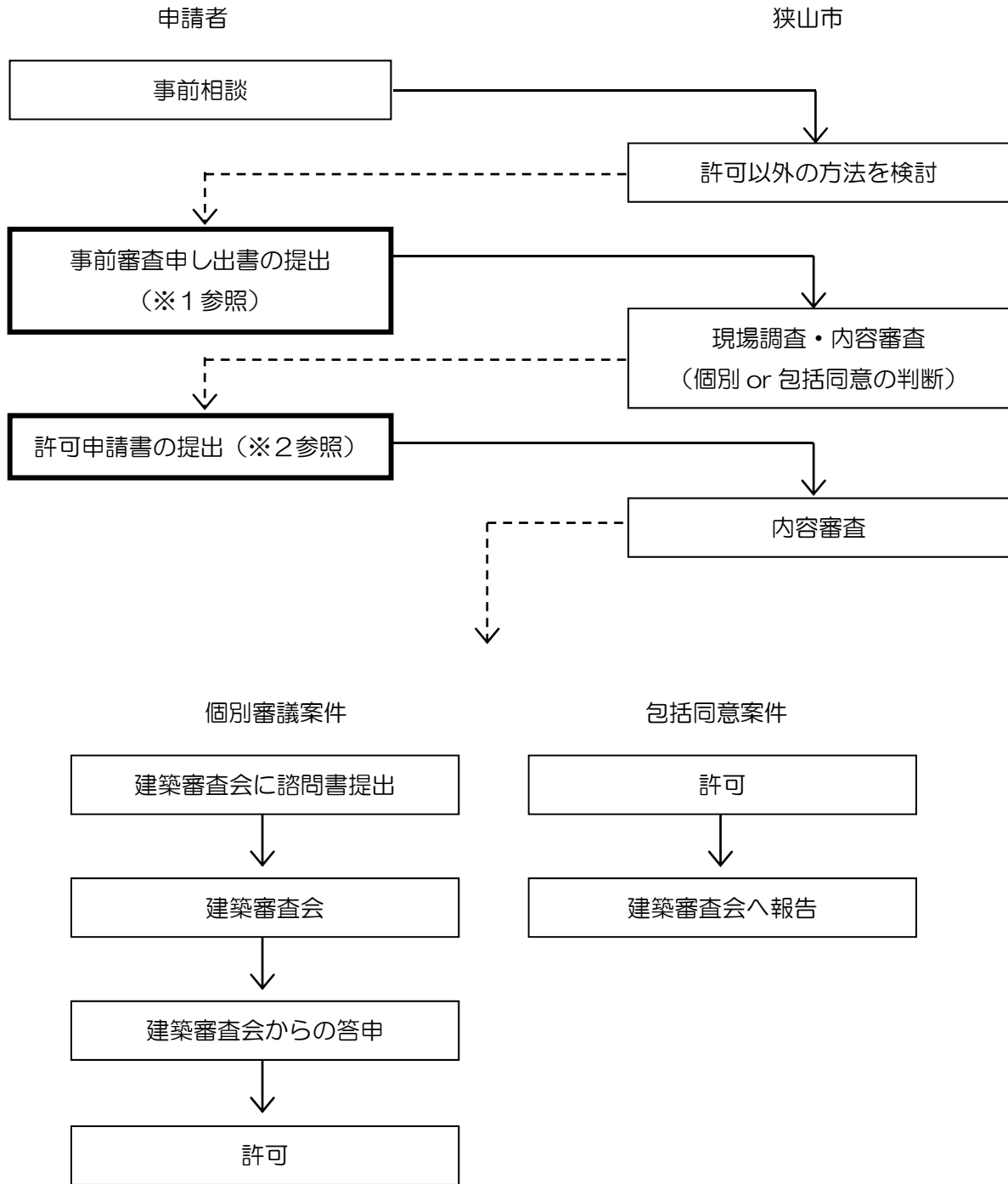


建築基準法第43条第2項第2号許可に係る手続き

1. 手続きフロー



個別審議案件・・・建築審査会の同意を得るため許可申請毎に建築審査会に諮ること

包括同意案件・・・特定行政庁と建築審査会で取り決めた基準（包括同意基準）に適合する計画であり、事前に許可を行い、その後建築審査会へ報告を行うこと

2. 事前相談

敷地の状況、特に接道状況について分かる資料（公図、測量図、以前の確認申請の副本等）を用意の上、建築住宅課へ相談してください。

3. 事前審査申し出書の提出（※1） 一部

以下の書類を、建築住宅課に提出してください。

- 事前審査申し出書（書式1）
- 建築基準法第43条第2項第2号許可申請書（法令様式）
- 付近見取図
- 建築計画の敷地求積図、建物求積図、配置図、平面図、立面図（二面以上）、断面図
- その他許可に関して必要な資料
 - ・公図 等

なお、提出書類については、『6.提出書類についての注意点』 に従ってください。

4. 許可申請書の提出（※2） 正副二部

以下の書類を、建築住宅課に提出してください。

- 建築基準法第43条第2項第2号許可申請書（法令様式）
- 建築理由書（巻末の別紙1【建築理由書 例】参照）
- 付近見取図
- 建築計画の敷地求積図、建物求積図、配置図、平面図、立面図（二面以上）、断面図
- 委任状（申請者が委任する場合）
- その他許可に関して必要な資料
 - ・公図
 - ・土地登記簿謄本
 - ・建物登記簿謄本
 - ・関係者の合意書（参考様式1 又は 参考様式2）
 - ・その他必要な図書

許可後に計画内容の変更があると、許可の取りなおしになる場合があります。

なお、提出書類については、『6.提出について書類の注意点』 に従ってください。

5. 手数料

法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査

33,000円（個別案件、包括同意案件 共に金額は同一）

※不許可となった場合でもご返金できません。

6. 提出書類についての注意事項

①各設計図書には、図面名、縮尺及び設計者の資格、氏名、登録番号等、必要事項（法施行規則第1条の3の明示すべき事項）を表示して下さい。

②数値及び文字は、判りやすい大きさで表示して下さい。

③本申請の書類・設計図書等が事前審査のものと相違していた場合、必要に応じて指導を行ったり、不許可となったりする場合があります。事前審査申し出書の提出後に計画を変更する場合、許可申請前に、必ず担当者へご確認下さい（再度、事前審査となる場合があります。）

④指定されている添付書類以外にも、図面・資料等（現況通路図・地籍測量図・矩計図等）を求める場合があります。

⑤建築基準法第43条第2項第2号許可申請書について

（第一面）

・申請根拠条文を明示して下さい。

「建築基準法第43条第2項第2号の規定による・・・」

・申請先は、特定行政庁である市長としてください。

（第二面）

・【1.地名地番】と【2.住居表示】を間違えないように記載して下さい。

・【7.主要用途】と【8.工事種別】は敷地を単位として記載して下さい。

・【14.その他必要な事項】に、工事監理者（資格及び登録番号・氏名・建築士事務所名及び登録番号・連絡先）を記載して下さい。

⑥建築理由書について

・書式は定めていませんが、『巻末 別紙1』を参考に作成してください。

⑦配置図について

・敷地の寸法、計画建築物の配置寸法、敷地の高低差（敷地内、道、隣地）を表示して下さい。

- ・当該通路と敷地の境界線は、「通路境界線」と記載して下さい。
- ・敷地面積の算定式を記載して下さい。
- ・包括同意基準による場合は、計画建築物の主要な出入り口が当該通路に面する、又は当該通路まで、避難経路を確保した計画として下さい。（この通路上に構造物は設けられません。）

⑧2面以上の立面図

- ・斜線の検討について、各種斜線制限の算定は必ず記載して下さい。「明らかにクリア」「自明」等の表示は不可となります。
- ・外壁、軒裏の仕上げ及び認定番号（告示含む）を記載して下さい。

⑨公図について

- ・法務局に備え付けられている、最新のものとして下さい。
- ・建築敷地を含む周囲の状況が分かるものとして下さい。

⑩謄本について

土地登記簿謄本、建物登記簿謄本共に、計画地と通路についての謄本を提出して下さい。

⑪関係者の合意書について

- ・通路が幅員4メートル以上ある場合は参考様式1を、幅員4メートル未満で拡幅整備が必要な場合は参考様式2参照の上、書類を作成し提出して下さい。

巻末 別紙 1
【建築理由書 例】

建築理由書

(建築理由の記載)

令和 年 月 日

申請者 (建築主 住所)
(建築主 氏名) 印

狭山市役所 都市建設部建築住宅課

TEL:04-2946-8234